明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（**総務**一五九）　一
〔告　示〕
○構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件（**総務**五〇七）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**六六）　四
○除籍が滅失した件（**法務**五五八）　五
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**同**五五九～五六一）　六
○日本国に帰化を許可する件（**同**五六二）
○技術協力に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の協定の署名に関する件（**外務**二九四）
○肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び月齢を定める件（**農林水産**二三五三）
○保安林の指定をする件（**同**二三五四～二三五七）
○保安林の指定を解除する件（**同**二三五八）
○船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件（**国土交通**一二七三、一二七四）
○猪名川総合開発事業に関する基本計画を廃止した件（**同**一二七五）
○道路に関する件（**中部地方整備局**一五八）
〔国会事項〕
〔皇室事項〕
〔資　料〕
閣議決定等事項
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
司法書士懲戒処分、外国為替及び外国貿易法第五十五条の三第六項に規定する届出事項の変更関係
裁判所
公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、会社更生、再生関係
特殊法人等
企業年金基金合併関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

省　令

○総務省令第百五十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十三日

総務大臣　川端　達夫

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二十三　六〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の二十五の三）」を「第四節の二十三　六〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の二十五の三）　第四節の二十三の二　八〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九条の二十五の四）」に改める。

第二十四条に次の一項を加える。

26　七一GHz以上八六GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（以下「八〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局」という。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
帯域外領域に相当する帯域	任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力が一〇〇マイクロワット以下
スプリアス領域に相当する帯域	任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力が五〇マイクロワット以下

第四章第四節の二十三の次に次の一節を加える。

第四節の二十三の二　八〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

第四十九条の二十五の四　八〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、単向通信方式又は複信方式であること。

二　空中線電力は、一ワット以下であること。

三　送信空中線は、その絶対利得が五五デシベル以下であること。

別表第一号注34に次のように加える。

(5)　80GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

別表第二号に次のように加える。

第60　80GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、5GHzとする。